



# 栃木県公報

令和4(2022)年  
9月26日(月)  
第340号

## 目次

### 告 示

- 地籍調査の成果の認証..... 985
- 土地改良区定款変更の認可..... 985
- 土地改良区連合定款変更の認可..... 986
- 建築基準法による指定構造計算適合性判定機関の変更の届出..... 986
- 指定管理者の指定に係る変更..... 986

### 公 告

- 土地改良区役員の退就任..... 986
- 公共測量の実施..... 987

### 正 誤

- 令和4(2022)年第306号中 ..... 988

## 告 示

### 栃木県告示第459号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

令和4(2022)年9月26日

栃木県知事 福田 富一

調査を行った者の名称	調査区域	成果の名称	認証年月日
大田原市	大田原市黒羽田町及び八塩の一部	大田原市黒羽田町及び八塩の一部(黒羽田町I・八塩I地区)	令和4(2022)年9月15日
栃木市	栃木市藤岡町大字富吉及び中根の各一部	栃木市藤岡町大字富吉及び中根の各一部(部屋XIV地区)	令和4(2022)年9月15日
宇都宮市	宇都宮市下小倉町の一部	宇都宮市下小倉町の一部(下小倉調査区)	令和4(2022)年9月15日

(農村振興課)

### 栃木県告示第460号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和4(2022)年9月26日

栃木県知事 福田 富一

土地改良区名	認可年月日
南押原土地改良区	令和4(2022)年9月9日
笹原田土地改良区	令和4(2022)年9月9日

栃木県告示第461号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第30条第2項の規定により、次の土地改良区連合の定款の変更を認可したので、同法第84条において準用する同法第30条第3項の規定により公告する。

令和4（2022）年9月26日

栃木県知事 福田 富一

土地改良区連合名	認可年月日
西の原用水土地改良区連合	令和4（2022）年9月12日

（農地整備課）

栃木県告示第462号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の8第2項の規定により指定構造計算適合性判定機関から変更の届出があったので、同条第4項の規定により次のとおり公示する。

令和4（2022）年9月26日

栃木県知事 福田 富一

- 1 指定構造計算適合性判定機関の名称  
一般財団法人さいたま住宅検査センター
- 2 変更の内容

変更事項	変更前	変更後
業務を行う事務所の所在地	東京都武蔵野市中町一丁目11番4号 武蔵野ニッセイプラザ5階	埼玉県さいたま市浦和区岸町七丁目 12番3号

- 3 変更年月日  
令和4（2022）年9月20日

（建築課）

栃木県告示第463号

栃木県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年栃木県条例第4号）第7条の規定により指定管理者から変更の届出があったので、同条例第8条第2項において準用する同条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和4（2022）年9月26日

栃木県知事 福田 富一

施設の名称	指定管理者の名称	変更事項	変更前	変更後	変更の年月日
栃木県ライフル射撃場	栃木県ライフル射撃場管理運営共同事業体「チームとちぎ」	指定管理者の代表者の氏名	代表取締役 谷澤 弥	代表取締役 谷田貝 勝浩	令和4 (2022)年 8月12日

（教育委員会事務局スポーツ振興課）

公 告

○土地改良区役員の退就任

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次のとおり土地改良区の役員について退任及び就任の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和4（2022）年9月26日

栃木県知事 福田 富一

土地改良区名	役職名	退任役員氏名	就任役員氏名	住所	退任年月日	就任年月日
笹原田土地改良区	理事	橋本 忠三		鹿沼市笹原田260	令和4(2022).3.31	
	〃	橋本 功	橋本 功	〃 〃 151	〃	令和4(2022).4.1
	〃	橋本 政雄	橋本 政雄	〃 〃 444-2	〃	〃
	〃	川田佳津美	川田佳津美	〃 〃 53-1	〃	〃
	〃	橋本 實	橋本 實	〃 〃 434-1	〃	〃
	〃	兼目 幸典	兼目 幸典	〃 〃 409	〃	〃
	〃	川田 栄一	川田 栄一	〃 〃 114-3	〃	〃
	〃	菅沼 博文	菅沼 博文	〃 〃 503	〃	〃
	〃	川田 操	川田 操	〃 〃 635-1	〃	〃
	〃	菅沼 光夫	菅沼 光夫	〃 〃 496-1	〃	〃
	〃		橋本 章	〃 〃 261		〃
	監事	橋本 章		〃 〃 〃	令和4(2022).3.31	
	〃	兼目 正美	兼目 正美	〃 〃 455-1	〃	令和4(2022).4.1
	〃		渡辺 一郎	〃 〃 525		〃
〃		岩出 幸一	〃 〃 632		〃	

(農地整備課)

○公共測量の実施

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、那須農業振興事務所長から公共測量を実施する旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

令和4(2022)年9月26日

栃木県知事 福田 富一

- 1 作業種類  
公共測量(確定測量図作成、基準点測量)
- 2 作業地域  
大田原市内
- 3 作業期間  
令和4(2022)年8月5日から令和5(2023)年3月17日まで

(監理課)

## 正 誤

発行番号	ページ	行	正	誤
令和4 (2022)年 第306号	680	下から5	さくら市喜連川字弁天山5434-1 (次の図に示す部分に限る。)	さくら市喜連川字弁天山5434-1
	681	8	「次の図」及び「次のとおり」 は、省略し、その図面及び関係書類	「次のとおり」は、省略し、その 関係書類
		16から20	ア 次の森林については、主伐 は、択伐による。 鹿沼市上南摩町字滝ノ沢2991 (次の図に示す部分に限る。) イ その他の森林については、主 伐に係る伐採種を定めない。 ウ 主伐として伐採をすることが できる立木は、当該立木の所在 する市町村に係る市町村森林整 備計画で定める標準伐期齢以上 のものとする。 エ 間伐に係る森林は、次のとお りとする。	ア 次の森林については、主伐 は、択伐による。 鹿沼市上南摩町字滝ノ沢2991 (次の図に示す部分に限る。) イ 主伐として伐採をすることが できる立木は、当該立木の所在 する市町村に係る市町村森林整 備計画で定める標準伐期齢以上 のものとする。 ウ 間伐に係る森林は、次のとお りとする。